

○茨城県立医療大学学長特別補佐に関する規程

〔 平成27年2月26日
第10回教授会 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、学長特別補佐について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本学における管理運営を円滑に進めるため、学長特別補佐若干名を置くことができる。

(任務)

第3条 学長特別補佐は、学長を補佐し、学長から指示された全学的な課題を担当する。

(任命)

第4条 学長特別補佐は、全学的な課題を解決する能力を有する者から、学長が任命する。

(任期)

第5条 学長特別補佐の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、学長特別補佐を任命する際、任命する学長の残任期間が1年未満の場合は、これを超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、学長特別補佐を任命した学長が辞任を申し出たとき又は欠員となったときは、任命した学長の在任の間とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長特別補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。